不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関 (採卵・胚移植を行う医療機関)における情報提供様式(必須記載)

医療機関名:みたき総合病院

| | | _ | | | |
|------|---------------------------|-------------------------|----------------|--------|--|
| | 産婦人科専門医 | | | (3.9)名 | |
| | うち、生殖医療専門医 | | | (0)名 | |
| | 泌尿器科専門医 | | | (2)名 | |
| 配置人員 | うち、生殖医療専門医 | | | (0)名 | |
| (1) | | | | (7)名 | |
| | 胚培養士 / エンブリオロジスト | | | (1)名 | |
| | コーディネーター | | | (0)名 | |
| | カウンセラー | (0)名 | | | |
| | 治療の種類年間実施件数 | | | 費用 | |
| 治療内容 | | (2020年) | | | |
| | 人工授精 | (121)件 | (22,00 | 00) 円 | |
| | 体外受精 + 新鮮胚移植 | 9)件 | (22万 ~ 30万)円 | | |
| (2) | 凍結融解胚移植 | (53)件 | (11万)円 | | |
| | 顕微授精 | (88)件 | (66,000)円 | | |
| | 精巣内精子回収術 | (-)件 | (| -) 円 | |
| | 自医療機関の不妊治療の約 | 信果による妊娠に関し | | | |
| | 社団法人日本産科婦人科学 | 学会における個別調査 | 票(治療 | | |
| | から妊娠まで及び妊娠から | | | | |
| | ている。 | • | | | |
| | 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患 | | | | |
| | - 者を紹介し、妊娠から出殖 | | | | |
| | 告を受ける等、分娩を取り | | | | |
| | 携をとっている。(自医療 | | | | |
| | 場合は回答不要) | | | | |
| | 医療多 | | | | |
| | 医療に係る安全管理の | (はい) | | | |
| | 関内に掲げている | | | | |
| 中依事语 | 医療に係る安全管理の | (はい) | | | |
| 実施事項 | 管理の現状を把握して | | | | |
| | 医療に係る安全管理の | のための職員研修を定 | 期的に実 | (はい) | |
| | 施している | | | | |
| | 医療機関内における | 事故報告等の医療に係 | る安全の | (はい) | |
| | 確保を目的とした改善 | <mark>善のための方策を講じ</mark> | ている | | |
| | 自医療機関において | 保存されている配偶子 | 、受精卵 | (はい) | |
| | の保存管理及び記録を | を安全管理の観点から | 適切に行 | | |
| | っている | | | | |
| | 体外での配偶子・受料 | (はい) | | | |
| | 確保の観点から必ずる | | | | |
| | 築しており、ダブルラ | | | | |
| | 下に、医師・看護師・ | ・胚培養士 / エンブリ | オロジス | | |
| | トのいずれかの職種の | D職員 2 名以上で行っ | ている。 | | |

| 倫理委員会を設置している | (はい) |
|---------------------------|-------|
| 委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科 | |
| 学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に | |
| 関する見解」に準ずる | |
| 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故 | (いいえ) |
| 情報収集等事業に登録・参加している | |
| 不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以 | (はい) |
| 上としている | |
| 里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携 | (いいえ) |
| を実施している | |

毎年3月1日時点の状況について記載すること。

ただし、「年間実施件数」については、記載可能な直近の1年間のものを記載すること。 (1)

- ・三重県特定不妊治療費助成事業指定医療機関指定要領の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- ・人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間 未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師とし て常勤換算する。(医療法第25条第1項)
- ・胚培養士 / エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、人数に含めない。
- ・コーディネーターおよびカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・ 看護師・胚培養士 / エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーターおよび カウンセラーには含めないこと。

(2)

- ・人工授精は、月経周期開始から人工授精実施、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。 費用については、卵巣刺激等にかかる費用も含めた総額(標準的な費用)を記載すること。
- ・体外受精+新鮮胚移植は、卵巣刺激、採卵/採精、前培養/媒精/胚培養、新鮮胚移植、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額(費用が比較的低い患者と高い患者の場合)について記載すること。
- ・凍結融解胚移植は、凍結胚の融解、移植、黄体補充、妊娠確認までの一連の治療周期を さす。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額(標準的な費用)を記載す ること。
- ・顕微授精にかかる費用については、未受精卵1個に対し、顕微鏡下に精子を注入する手 技のみにかかる標準的な費用を記載すること。
- ・精巣内精子回収術は、SimpleTESE をさす。費用については、手術にかかる標準的な費用 を記載すること。

様式8-3

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における情報提供様式(任意記載)

本項目についての記載は、必須ではありません。下記記載様式を用いて、可能な範囲で記載して下さい。

医療機関名:みたき総合病院

治療実績について

当院において、データの揃っている直近の1年間(2019年1月から2019年12月まで)に、治療開始時点において35歳以上40歳未満である女性に対して実施した治療の実績は以下の通りである。

【新鮮胚(卵)を用いた治療成績】

| | IVF-ET | Split | ICSI | 合計 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|
| 採卵総回数(回) | 67 | 18 | 88 | 193 |
| 移植総回数(回) | 7 | | 6 | 13 |
| 妊娠数(回) | 2 | | 2 | 4 |
| 生産分娩数(回) | 2 | | 2 | 4 |
| 移植あたり生産率(%) | 28.6% | | 33.3% | 30.8% |

IVF-ET:採卵により得られた全ての卵子に対し、体外受精を実施

Split:採卵により得られた卵子に対し、体外受精と顕微授精に分けて実施

ICSI:採卵により得られた全ての卵子に対し、顕微授精を実施

【凍結胚を用いた治療成績】

| | 融解胚子宮内移植 |
|-------------|----------|
| 移植総回数(回) | 74 |
| 妊娠数(回) | 36 |
| 生産分娩数(回) | 22 |
| 移植あたり生産率(%) | 29.7% |

来院患者情報

データの揃っている直近の1年間(2019年1月から2019年12月まで)に体外受精・ 顕微授精・胚移植を行った患者数(実数)は

25 歳未満:(1)名

25 歳以上 30 歳未満:(10)名 30 歳以上 35 歳未満:(16)名 35 歳以上 40 歳未満:(37)名 40 歳以上 43 歳未満:(17)名

43 歳以上:(4)名